

国が掛金の半額を負担し、年々補償が拡充している

# 園芸施設共済

## 和歌山県の過去10年間の被害棟数



ハウス内作物の補償については

**収入保険** がおすすめです

安心のネットワーク  
**NOSAIわかやま 和歌山県農業共済組合**

- 本 所 〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1番地の1 和歌山県JAビル5階 ☎073-436-0771
- 北部支所 〒649-6531 紀の川市粉河681-2 ☎0736-73-6724
- 中部支所 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅1696-3 ☎0737-63-5121
- 南部支所 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘24-10 ☎0739-22-0833

# 1 補償の対象となるものは・・・

★ 必須加入

## 特定園芸施設

- ・ガラス室
- ・プラスチックハウス(パイプ)
- ・プラスチックハウス(鉄骨)
- ・低コスト耐候性ハウス
- ・耐候性ハウス
- ・雨よけハウス



+

オプション加入

## 付帯施設

- ・冷暖房施設
- ・カーテン装置
- ・かん水施設
- ・換気扇 etc

## 撤去費用

・共済事故により、ハウス本体の撤去に要する費用を補てんします。

## 復旧費用

・ハウス本体及び付帯施設が古くなり、価値が下がった分の補償を補てんします。

check

- ・毎月10日または25日から加入できます。
- ・補償期間は1年間となります。(ビニールを被覆しない期間もハウス本体を補償します。)

# 2 補償される金額は・・・

共済価額 → 特定園芸施設の時価額 + 付帯施設の時価額 + 撤去費用の時価額 + 復旧費用の時価額

×

付保割合 → 最高80% ※40%~80%の間で選択します。

付保割合追加特約 → 最高20%

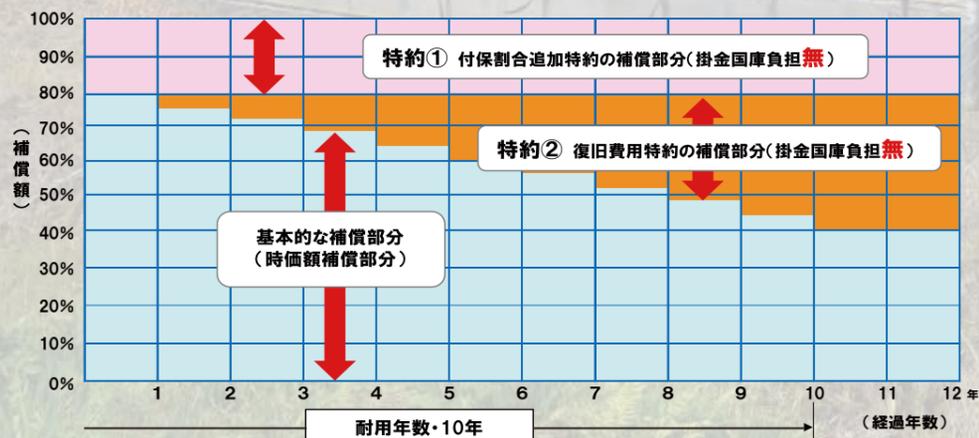
※付保割合80%を選択したときに、追加できます。(10%・20%で選択)

共済金額(補償額)

# 3 本体部分の補償について・・・

・基本的な補償部分(水色箇所)に、農家選択により特約①付保割合追加特約、特約②復旧費用特約を追加することができます。特約に加入することで、再建築価額(被覆材除く)まで補償を広げることができます。

## 【パイプハウスの例】



# 4 支払対象となる災害は・・・



# 5 共済金の計算方法は・・・

1棟ごとの被害額が、選択した支払対象金額を超えたときに支払われます。



# 6 支払開始損害額が選択できるようになりました！

- 1 3万円又は共済価額の5%を超える損害
- 2 10万円、20万円、50万円、100万円を超える損害
- 3 1万円を超える損害(特約)

## 【支払開始損害額について】

- ① 標準は、3万円又は共済価額の5%を超える損害となります。
- ② **10万円・20万円・50万円・100万円**の選択肢から選べます。補償は選択した額を超えた時のみになりますが、**掛金等は大幅に安くなります**。(例)10万円選択→**50%OFF**、20万円選択→**70%OFF**、50万円選択→**80%OFF**、100万円選択→**90%OFF**
- ③ 標準は「3万円又は共済価額の5%」でしたが、**1万円を超える小さな損害から共済金を支払うことが可能**になりました。\*掛金はほぼ変わりません！

## 共済掛金等早見表

試算条件

- ・NOSAI 標準価格適用
- ・新規加入、付保割合80%、責任期間1年、面積5アール、時価現有率80%の施設(新築から5~6年)

施設区分	共済金額 (補償額)	共済掛金等 小損害不填補 3万円選択	共済掛金等 小損害不填補 100万円選択
ガラス鉄骨ハウス (ガラス室Ⅱ類)	7,280 千円	5,300 円	1,600 円
パイプハウス (プラスチックハウスⅡ類)	1,447 千円	18,800 円	1,900 円
31.8mmパイプor補強パイプハウス (プラスチックハウスⅡ類)	2,063 千円	26,300 円	2,200 円
パイプ+鉄骨ハウス等 (プラスチックハウスⅢ類)	2,539 千円	24,400 円	2,600 円
鉄骨ハウス等 (プラスチックハウスⅣ類甲)	3,655 千円	25,400 円	1,900 円
硬質フィルムor低コスト耐候性ハウス (プラスチックハウスⅣ類乙)	6,905 千円	8,900 円	2,200 円
耐候性ハウス等 (プラスチックハウスⅤ類)	6,150 千円	10,200 円	3,500 円
雨よけハウス等 (プラスチックハウスⅥ類)	1,331 千円	19,800 円	1,300 円

※被覆材・型式については、それぞれの施設区分において引受が1番多い種類のものを使用しています。  
 ※共済金額については、1,000円未満を四捨五入しています。  
 ※共済掛金等については、100円未満を四捨五入しています。

## 被覆材の評価例

被覆物の破損(本体の損壊)割合に応じて損害額が算定されます。  
 (下図では  部分を被害部分として評価します。)

